

令和 7 年 3 月 2 7 日

職 員 各位

最高裁判所事務総局経理局厚生課長

みずほ銀行の財形貯蓄商品の見直しについて（お知らせ）

みずほ銀行虎ノ門支店及び新橋支店の財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄商品である「みずほ財産形成預金」が廃止され、類似商品であるみずほ銀行丸の内中央支店の「みずほ財産形成預金プラス」に移行することは既にお知らせしたとおりですが、この度、移行（廃止）日の連絡がみずほ銀行からありましたので、お知らせします。

みずほ財産形成預金プラス移行日 (みずほ財産形成預金の廃止日)
令和 7 年 1 1 月 1 1 日

また、次のとおり移行日前後一時的に手続を行えない期間がありますので、御注意ください。

※解約を希望する場合、令和 7 年 5 月 9 日（金）までに所属の共済組合係を通じて、解約の申込みをしていただくよう御案内しておりましたが、みずほ銀行から正式に期限の連絡がありました。

手続内容	手続の制約期間
金額の払戻し	令和 7 年 1 0 月 6 日から同年 1 1 月 2 0 日まで
口座解約	令和 7 年 9 月 1 1 日から同年 1 1 月 2 0 日まで

なお、令和 7 年 4 月から同年 6 月にかけて、みずほ銀行から加入者宛てに案内書面を送付予定ですので、「みずほ財産形成預金プラス」への移行に伴う商品性の変更点等は、同書面を御確認ください。